

# 派遣労働者の通勤交通費 非課税 & 支給要求キャンペーン

均衡処遇が問題とされているにもかかわらず、派遣労働者の多くは、通勤交通費が支給されていません。しかし、通勤するための交通費は、毎月の賃金の中から実際に支払っています。

通勤交通費は、賃金の中に“手当”などとして区分されていると非課税なのですが、派遣労働者の場合、この区分がなされていないという理由だけで、通勤交通費部分に対しても所得税・住民税の税金が課税されています。

派遣労働ネットワーク、東京ユニオンでは、この不公平な課税を改善するため、派遣会社に通勤交通費証明書を発行してもらい、税務署に税金の還付を求める運動に取り組んでいます。

また、2013年4月から施行された改正労働契約法では期間の定めがあることを理由とした不合理な労働条件が禁止されたにもかかわらず、派遣元・先の正社員の多くには通勤交通費が支給されていますが、ほとんどの派遣労働者には支給されていません。しかし、ひとりで派遣元に支給を求めても、相手にはしてもらえないのが現実でしょう。そこで、派遣労働ネットワークと連携しているユニオンに加入することで、通勤交通費の支給を求めていくことを呼びかけたいと考えています。

組合員以外の参加も歓迎！ 友達と一緒に参加してください！

## ・ 申告書を自分で書いてみよう～通勤交通費に課税された税金の 還付を申告しよう！ 東京ユニオン 書記長 島崎由喜男

とにかくカンタン……誰でも自分で申告書を書けます。年末調整だけで損していませんか？

2015年中に退職その他で年末調整を受けていない／1年間で実質10万円（または所得合計の5%）以上の医療費を払った／住宅ローンを始めた／自治体、公益法人、政治団体に寄付したり、災害などの義援金に協力した／災害や盗難などで損害を受けた／会社の年末調整の誤りに気がついた／年末調整が正しく行なわれているかチェックしたい／税務署が積極的に教えない有利な内容もあります。

## ・ ユニオンに加入して通勤交通費を要求しよう！

### 派遣労働ネットワーク 関根秀一郎

労働契約法第20条（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）：有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下この条において「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

開催日時	2016年2月5日（金） 午後7時より
場 所	ユニオン運動センター会議室（どなたでも参加できます。参加費無料）
持参する物	筆記用具、電卓、源泉徴収票（年末調整を受けていない方は生保・地震保険等の証明書）、申告事項の領収書など。申告用紙は用意します。

## 派遣労働ネットワーク・労働組合東京ユニオン

渋谷区代々木4-29-4 西新宿ミノシマビル 2階

一般社団法人ユニオン運動センター内

東京ユニオン TEL 5354-6251 FAX 5354-6252